

# 産業財産権の現状と課題

＜特許行政年次報告書 2009 年版＞

## のポイント

特 許 庁



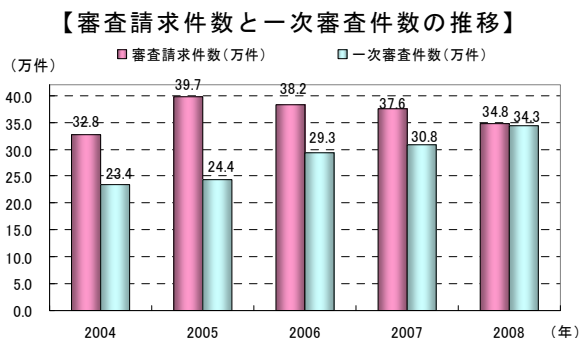
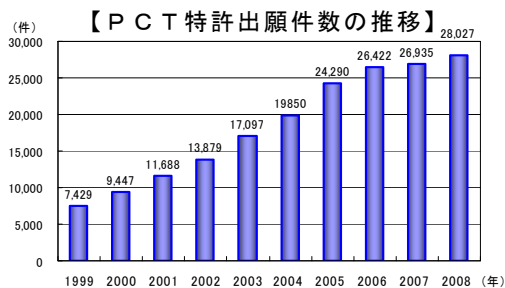
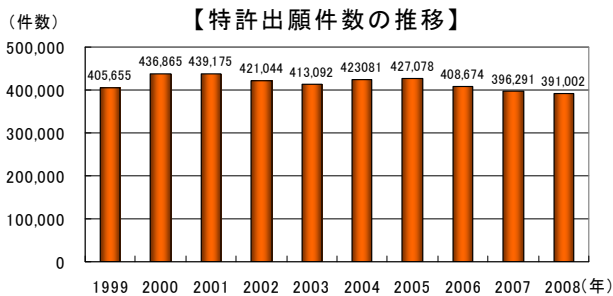
# I. 産業財産権をめぐる動向

## 1. 国内外の出願・登録状況と審査・審判の現状

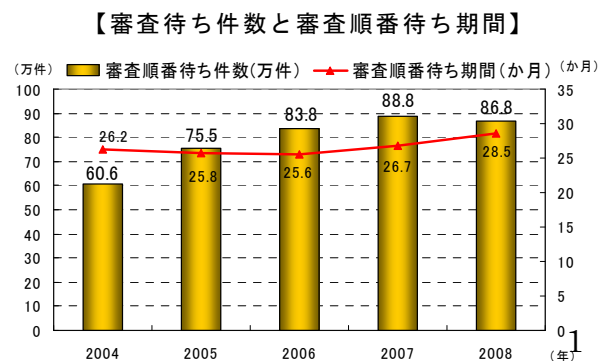
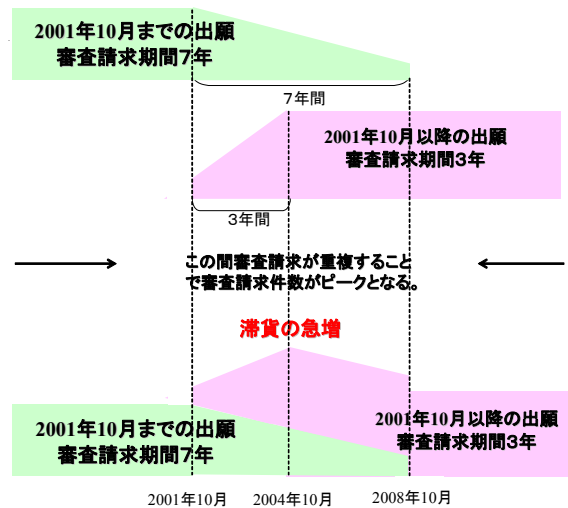
### (1) 特許<我が国における出願・審査請求等の推移>

(p.1-13)

- 2008年の特許出願件数は39.1万件で前年比1.3%減となっている。これは、事業を展開する上で必須の技術など特許出願の重点化を図る企業が増加していることや、開発した技術によっては出願せずにノウハウとして秘匿管理する考え方が浸透していることも背景にあると考えられる。さらに、景気後退の影響も出願減少の要因として考えられ、今後の影響を見極めるためにも、引き続き出願動向を注視していく必要がある。
- PCT出願は2.8万件（前年比4%増；世界第2位）と引き続き増加傾向である。
- 審査請求件数は34.8万件で前年比7.6%減となっている。2001年10月から、審査請求期間3年の出願の審査請求と審査請求期間7年の出願の審査請求とが重なり、審査請求件数の一時的な増大、いわゆる「請求のコブ」が生じたが、2008年9月末でこの状況が解消したため審査請求件数が減少した。
- 任期付審査官の採用や先行技術調査外注の拡大等の様々な取組を実施することにより、審査体制の強化や審査の効率化が図られた結果、一次審査件数は2004年の23.4万件から2008年の34.3万件へと46%増加した。
- 月単位でみると、2008年5月以降、一次審査件数が審査請求件数を上回るようになり、審査順番待ち件数は減少に転じている。特に、10月以降は、「請求のコブ」の終了に伴い、審査請求件数が大幅に減少しており、審査順番待ち期間についても、今後、徐々に減少に転じるものと見込まれる。



### 【新旧審査請求制度の共存による審査請求急増（請求のコブ）】

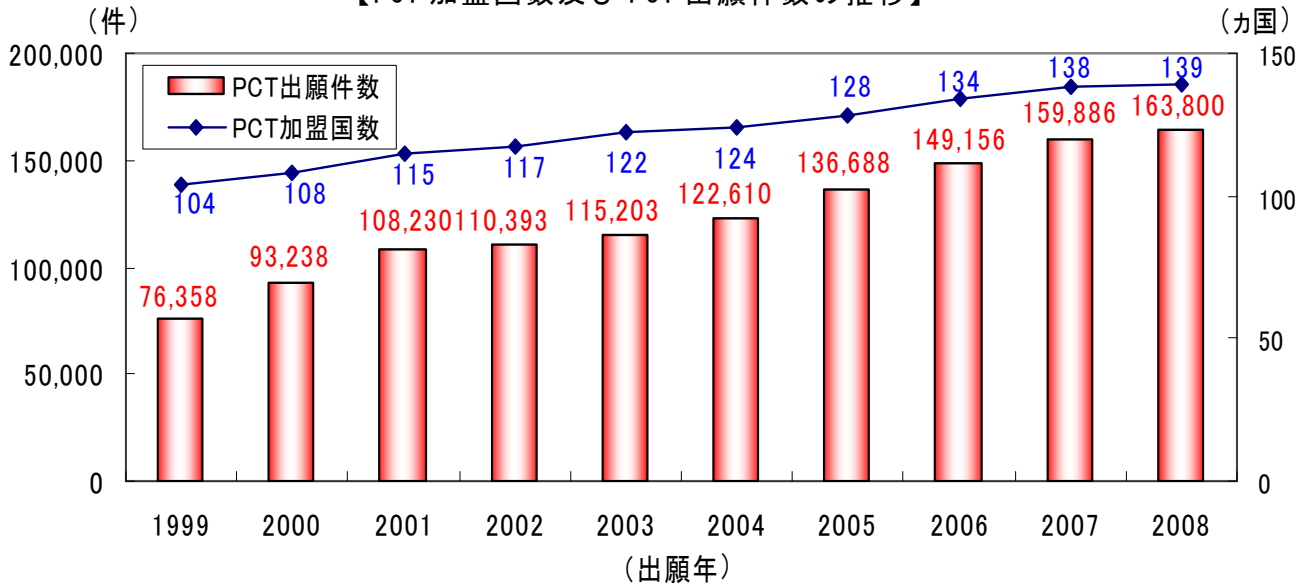


(2) 特許<特許出願・登録動向の国際比較>

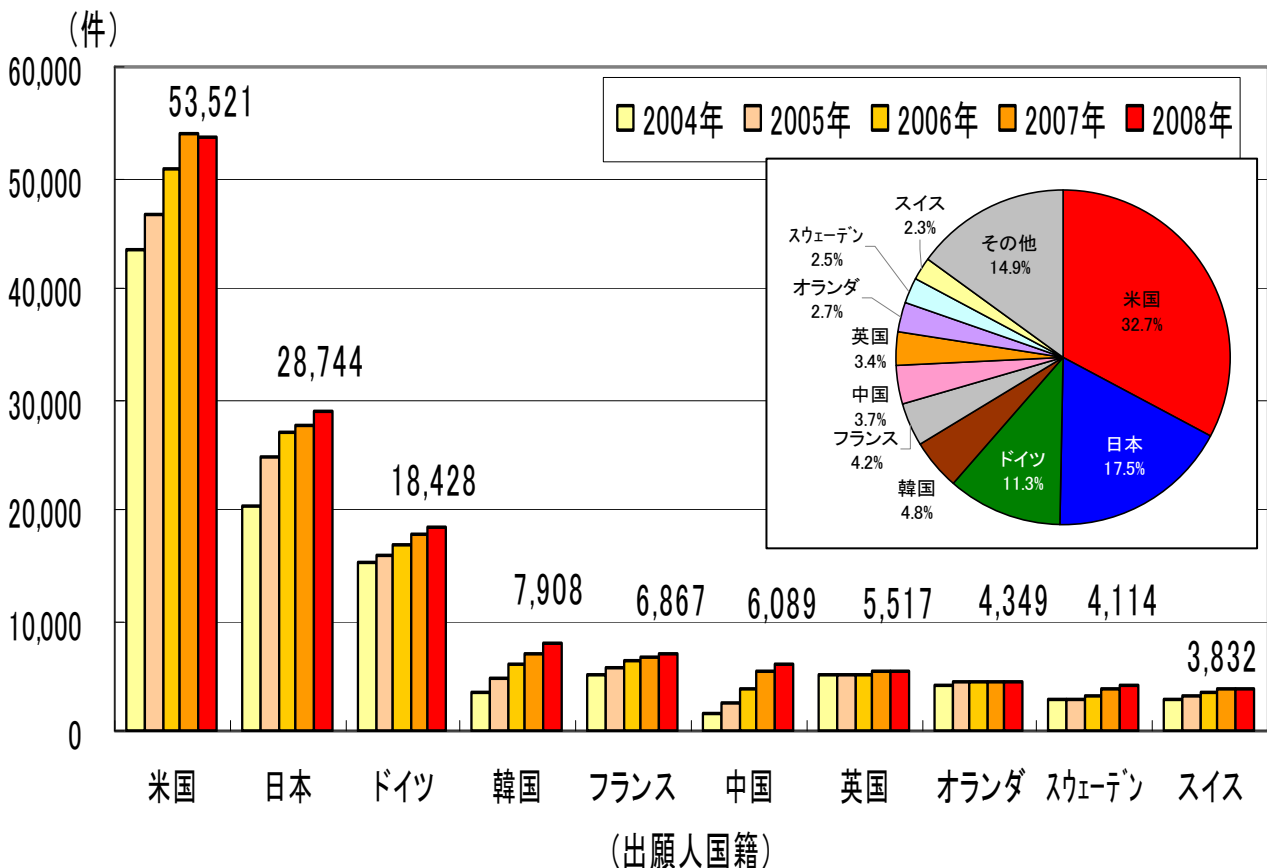
(p. 13-23)

- 2008年における世界のPCT出願件数は、前年比2.4%増の16.4万件である。
- 日中韓3か国の世界のPCT出願件数に占める割合は合計で26.1%に達した。
- 五大特許庁（日米欧中韓）においては、中国の特許出願件数の増加が大きい（29.0万件（前年比18.2%増））。

【PCT加盟国数及びPCT出願件数の推移】



【出願人国籍別PCT出願件数の推移と出願人国籍別のPCT出願件数の割合（2008年）】

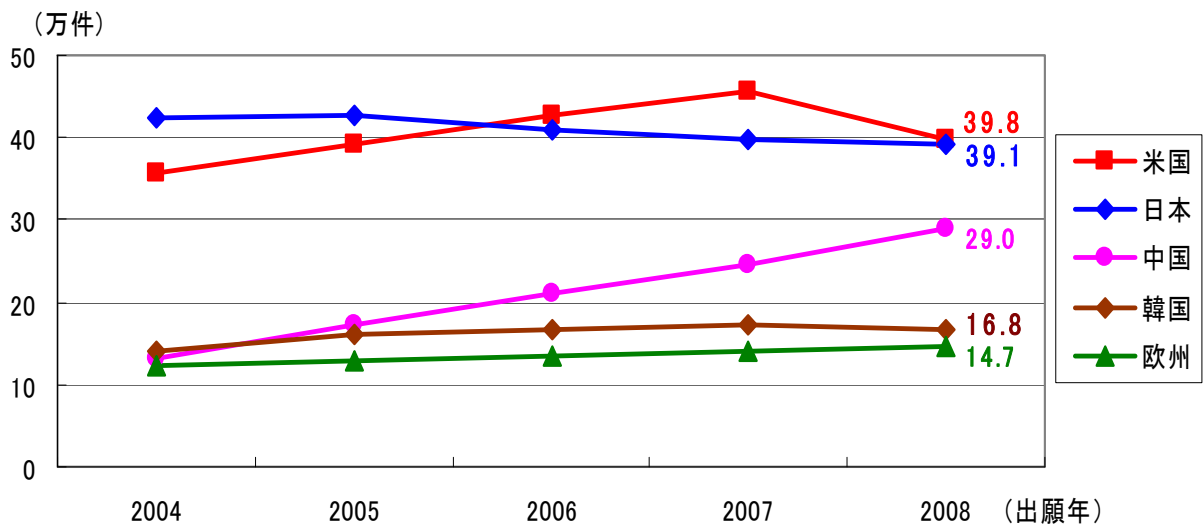


(2) 特許<特許出願・登録動向の国際比較>

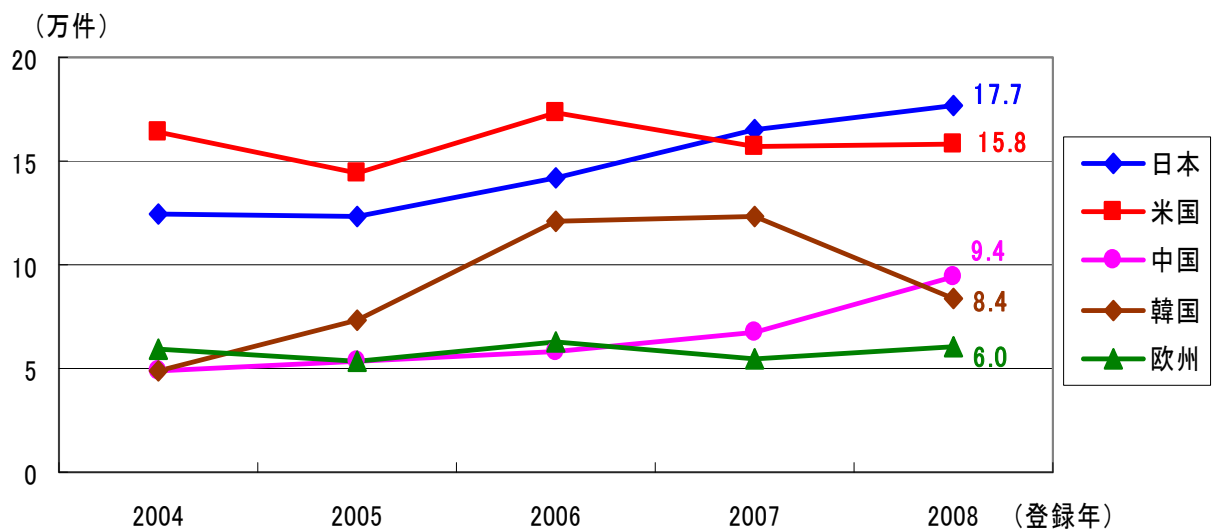
(p. 14-29)

- 五大特許庁（日米欧中韓）における特許出願件数を見ると、日本における特許出願は、2005年以降は減少傾向であり、2008年は39.1万件で前年比1.3%減となっている。日本以外では、中国の件数の増加（2008年：29.0万件、前年比18.2%増）が目立つ。
- 五大特許庁（日米欧中韓）における特許登録件数を見ると、日本における特許登録は、2004年以降は増加傾向であり、2008年は17.7万件で前年比7.3%増となっている。日本以外では、中国の件数の増加（2008年：9.4万件、前年比37.9%増）及び韓国の件数の減少（2008年：8.4万件、前年比32.5%減）が目立つ。

【五大特許庁における特許出願件数の推移】



【五大特許庁における特許登録件数の推移】

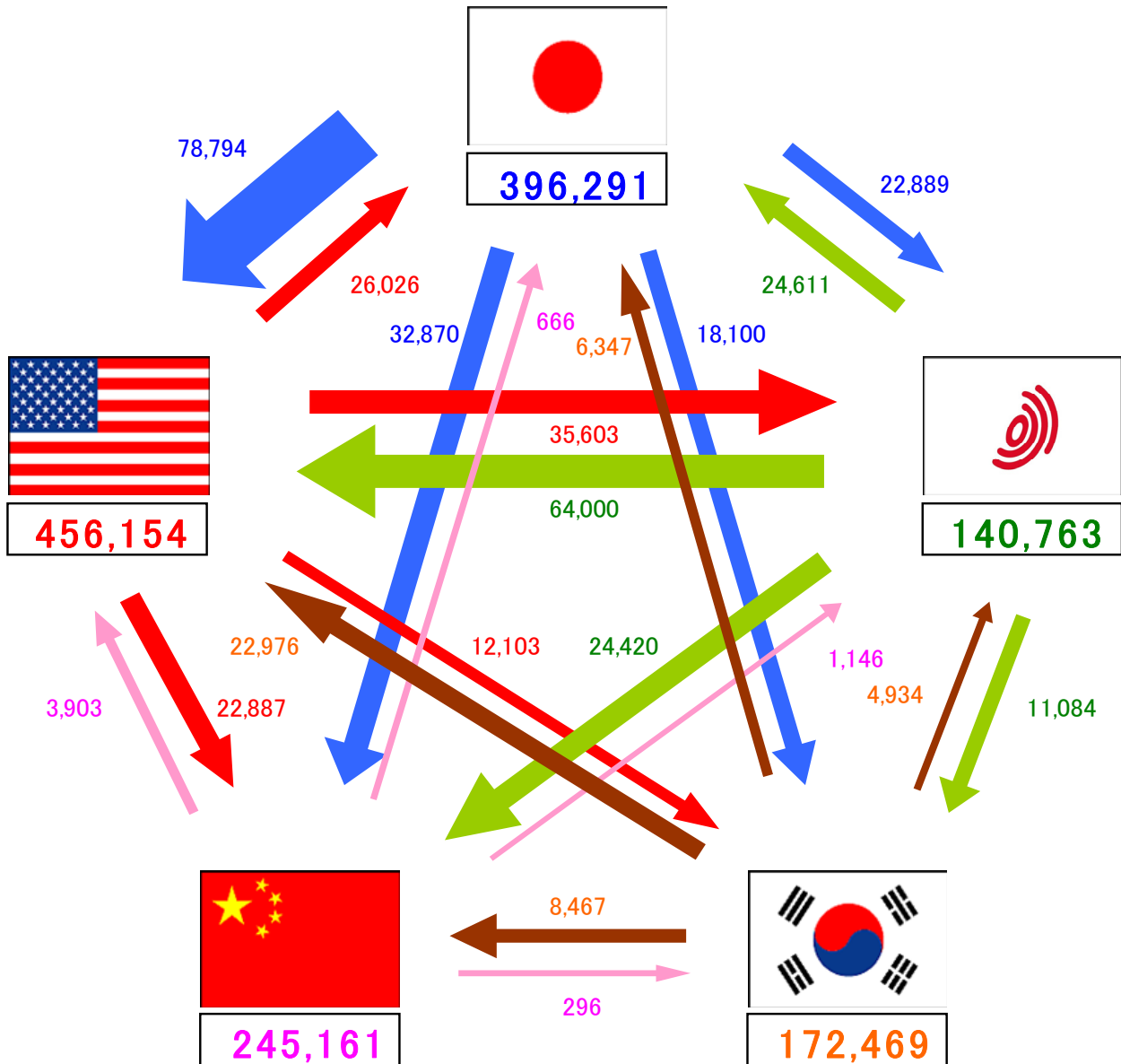


(2) 特許<特許出願・登録動向の国際比較>

(p. 14-29)

- 日本国籍・欧州国籍・中国籍・韓国籍の他庁への出願件数は、それぞれ米国へのものが最も多い。
- 韓国籍の出願は、中国への出願件数が日本への出願件数を上回っている。

【五大特許庁間の特許出願状況（2007年）】



(備考)・枠内の数値は、各国・機関における2007年の特許出願件数の合計を示す。

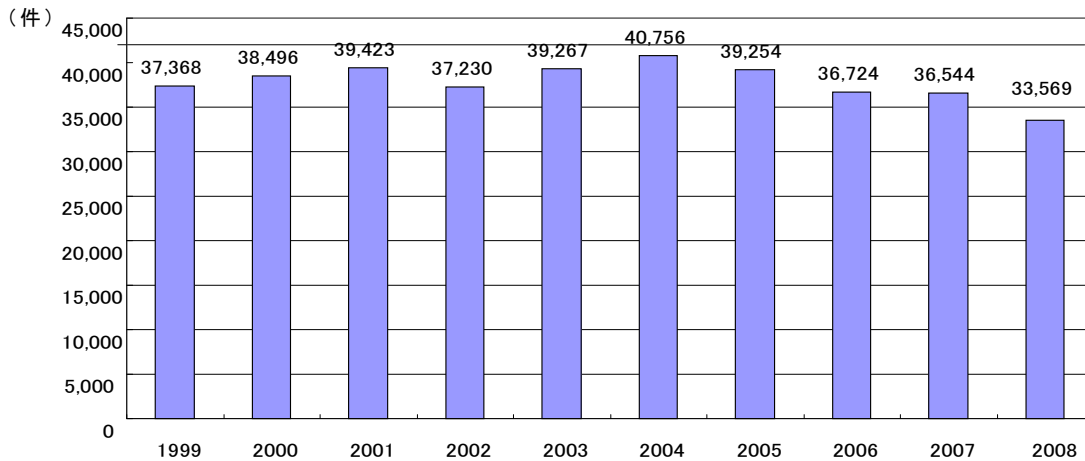
- ・ 欧州からの件数は、2007年末時点のEPC加盟国の出願人による出願件数を示す。
- ・ 欧州への件数は、欧州特許庁分のみを計上しており各EPC加盟国への出願件数は含まれていない。

(3) 意匠<我が国における意匠出願と審査の現状>

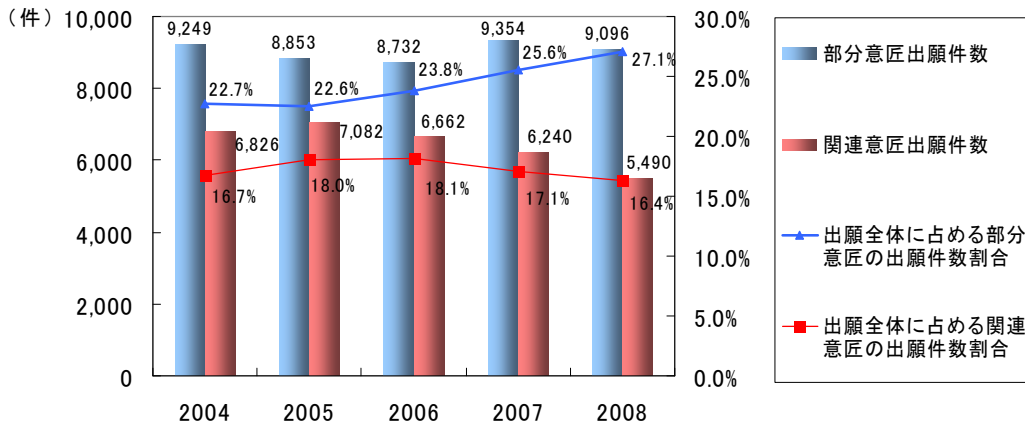
(p. 34-36)

- 2008年の意匠登録出願件数は3.4万件で前年比8.1%減となっている。
- 部分意匠制度を利用する割合は年々増加しており、2008年は出願件数全体の27%、関連意匠制度を利用する割合は出願件数全体の20%弱で推移している。
- 2007年の意匠登録出願の審査順番待ち期間（FA期間）は、前年とほぼ同様の7.4月であり、出願日から一次審査結果通知後に査定が発送されるまでの期間（SA期間）は前年から0.5月短縮し、11.7月である。

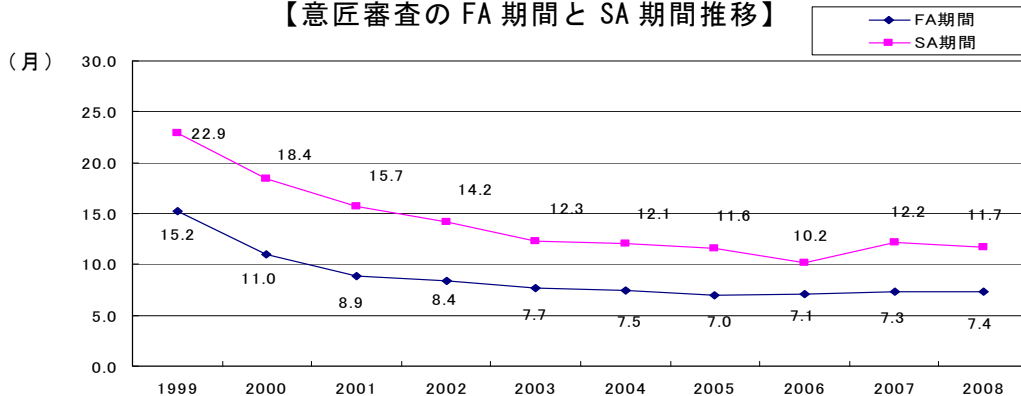
【意匠登録出願件数の推移】



【部分意匠、関連意匠の出願件数及び出願割合】



【意匠審査のFA期間とSA期間推移】



(備考) FA (First Action) 期間：出願日から審査結果の最初の通知が発送されるまでの期間

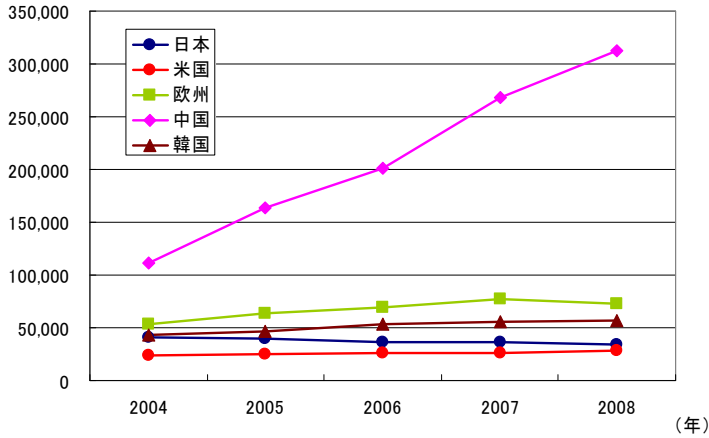
SA (Second Action) 期間：出願日から一次審査結果通知後に査定が発送されるまでの期間

(4) 意匠<主要国における出願・登録動向>

(p. 37-48)

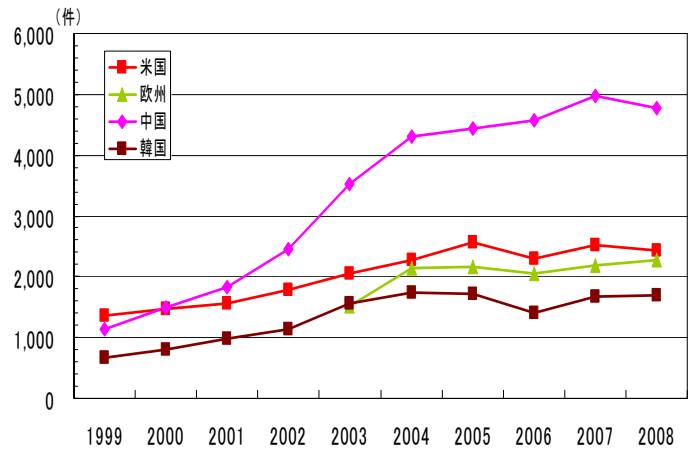
- 中国は出願件数の増加が依然として著しく、2008年は、前年比16.9%増の31.3万件であった。2009年10月1日に、新規性判断基準を世界公知公用に引き上げる等の大幅な改正を含む第三次改正専利法が施行予定であり、今後の出願件数に影響を及ぼす可能性がある。
- 各国における自国籍出願人の登録割合をみると、韓国では92.4%、中国では89.5%、日本では89.4%であり、米国での57.4%や欧州での78.3%に比べ、自国籍出願人からの意匠登録の割合が高いことがわかる。

(件) 【主要国・機関における意匠出願件数】



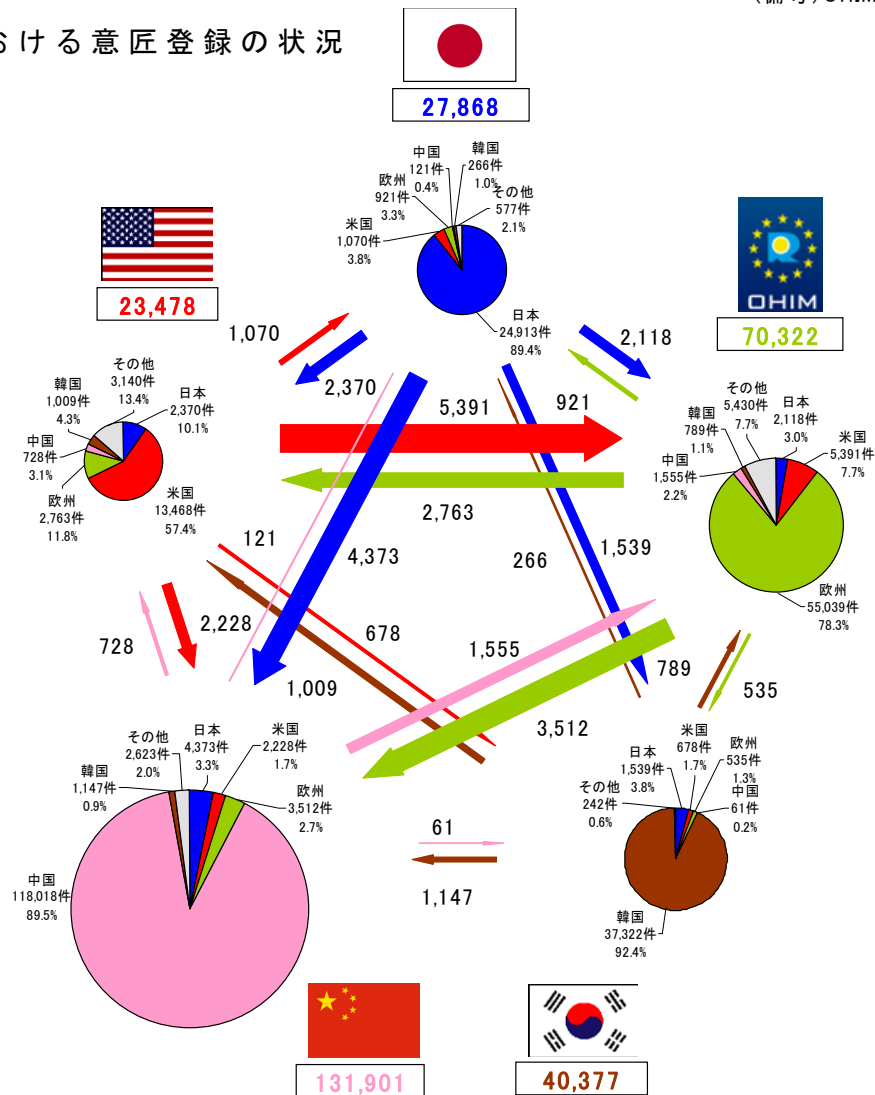
(備考) OHIM の件数は意匠数

(件) 【日本から海外への意匠出願件数】



(備考) OHIM の件数は意匠数

【日米欧中韓間における意匠登録の状況 (2007)】



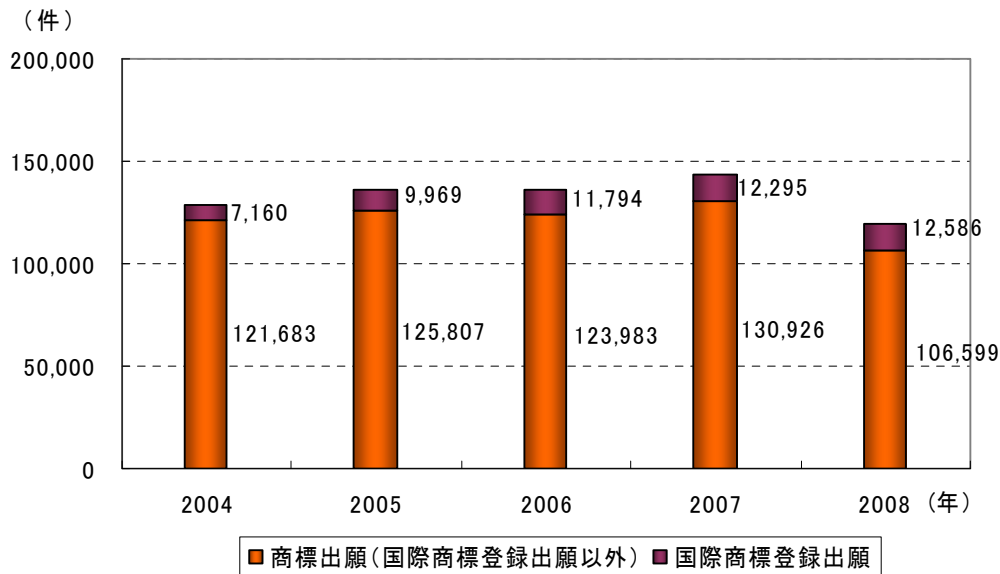
(5) 商標<我が国商標登録出願の動向及び商標審査の現状>

(p. 49-50)

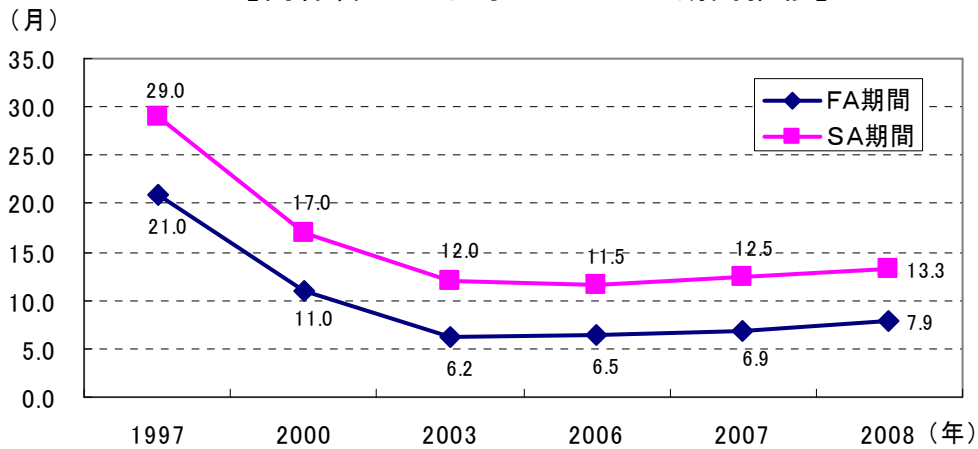
- 2008年の商標登録出願件数\*は11.9万件で前年比16.8%減となっている。これは、前年の小売等役務商標制度の導入に伴う特例期間の影響を受けていることに加え、景気後退の影響も要因であると考えられ、引き続き出願動向を注視していく必要がある。
- 2008年の商標審査に関する審査順番待ち期間（FA期間）は7.9月であり、出願日から一次審査結果通知後に査定が発送されるまでの期間（SA期間）は、13.3月である。

\*国際商標登録出願を含む。

【商標登録出願件数の推移】



【商標審査の平均FA・SA期間推移】



(備考) FA 期間：出願から審査結果の最初の通知が発送されるまでの期間。

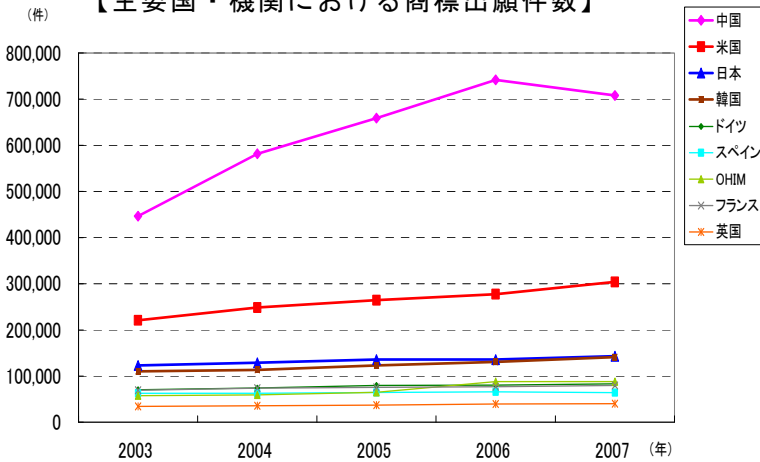
SA 期間：出願からファーストアクション後の査定が発送されるまでの期間。

(7) 商標<各国の商標出願・登録動向>

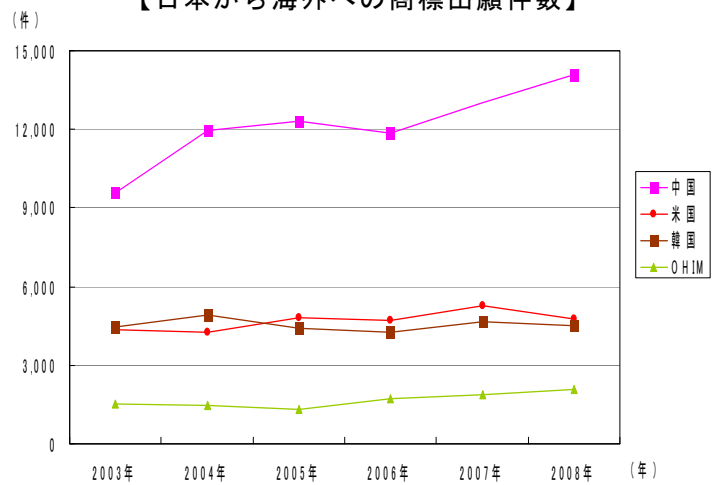
(p. 51-59)

- 2007年における中国の出願件数は前年比4.6%減の70.8万件であるが、世界の商標出願の総数の31.2%を占める(中国は、1出願1区分の制度を採用)。
- 日本から中国、欧州への商標出願件数は増加している一方、米国、韓国への商標出願件数は減少している。
- 日本からは中国に出願区分数で10,915件を出願しており、米国(6,026件)、韓国(5,584件)に比べて、中国への出願を重視している状況がうかがえる。
- 2007年(中国は2006年)における日米欧中韓間の商標出願状況(区分数)は欧米間が相互に高く、日本、韓国からは中国への出願を重視している状況がうかがえる。

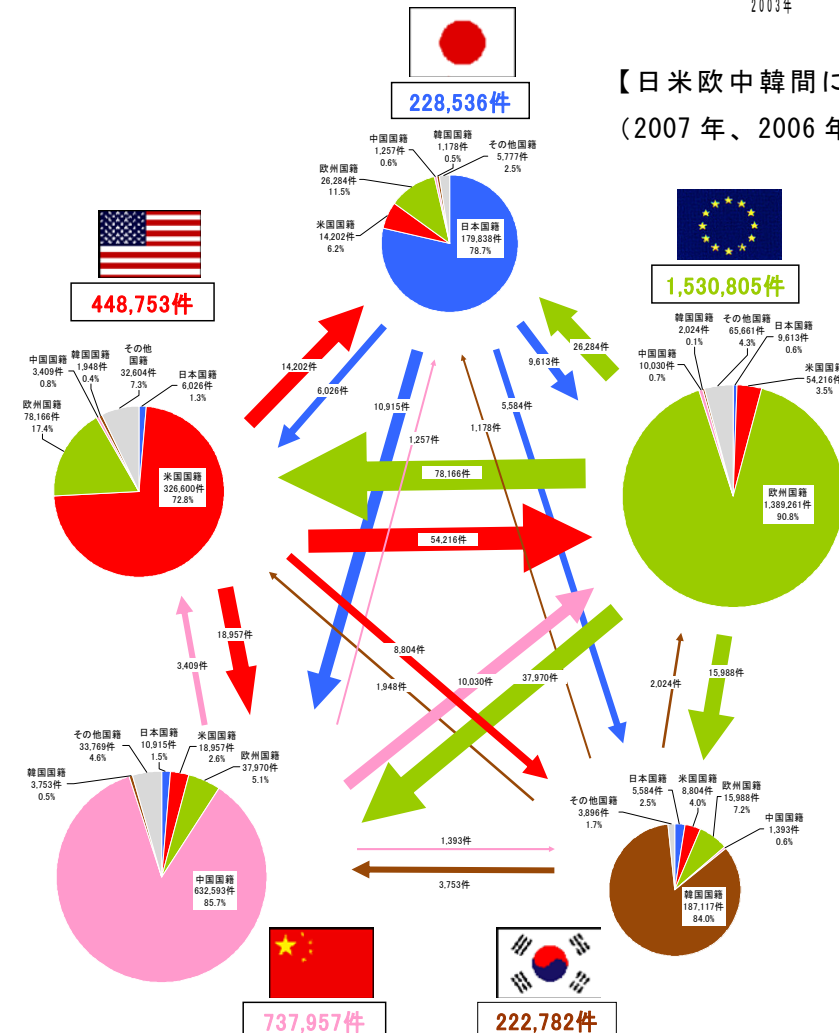
【主要国・機関における商標出願件数】



【日本から海外への商標出願件数】



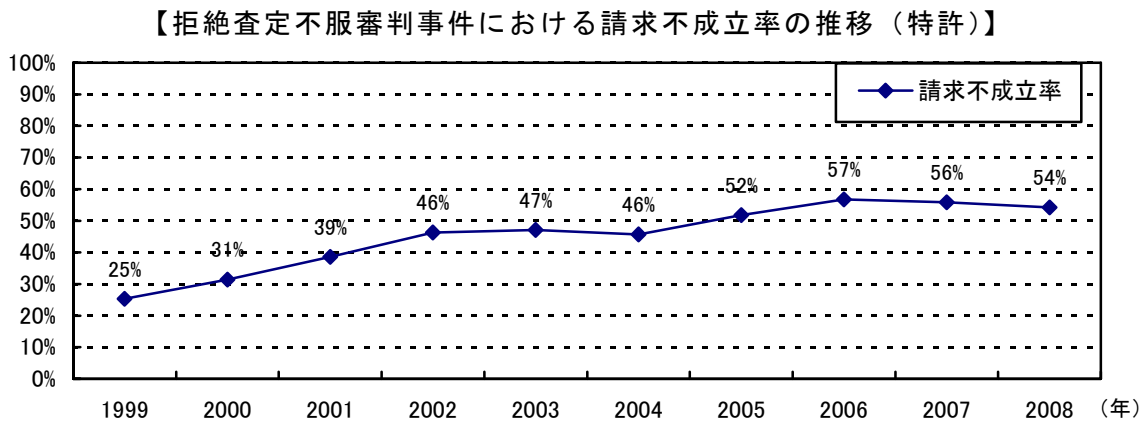
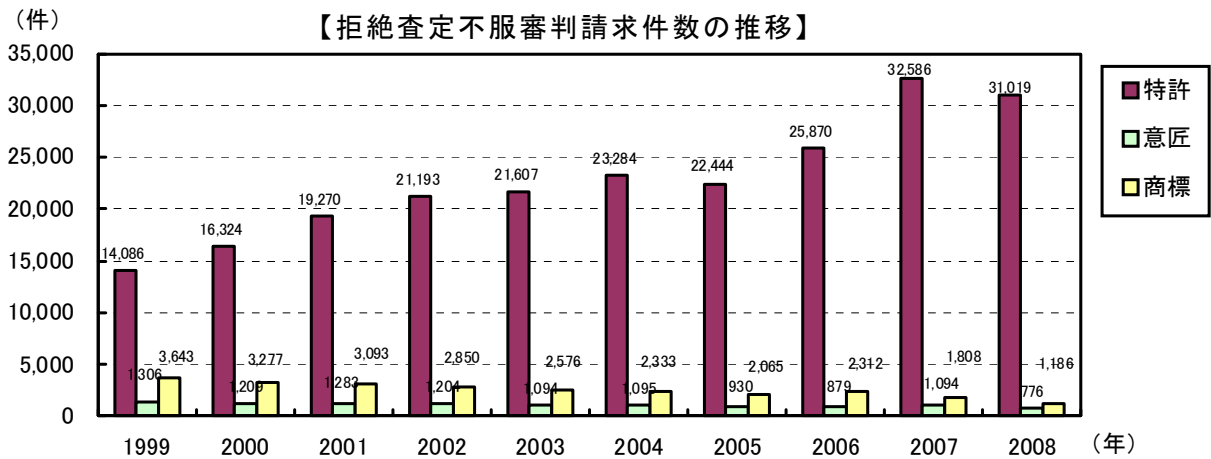
【日米欧中韓間における商標出願状況(区分数)(2007年、2006年)】



(備考)

出願区分数は各国・機関への直接出願と国際登録出願(マドリッド協定・マドリッド協定議定書)の区分数を合計して算出した。欧州はOHIM、EU加盟国(ギリシャ、キプロス、マルタ、ブルガリア、ルーマニアを除く。)及びスイスの合計出願区分数である。中国への商標出願区分数のみ2006年のものである。

- 特許の拒絶査定不服審判の請求件数は 3.1 万件で前年比 5%減となっている。意匠では前年比 29%減、商標では前年比 34%減となった。拒絶査定件数に対する請求件数の割合である審判請求率も特許、意匠、商標でそれぞれ減少した。
- 拒絶査定不服審判の審決の内訳を見ると、請求不成立とした審決の割合(請求不成立率)が、1999 年の 25%から 2008 年の 54%へと増加傾向である。
- 審決取消訴訟(査定系審判)における審決取消率は 17.5%であり、低いレベルを維持している。



【判決件数(2008年)】

	特許・実用新案		意匠		商標	
	請求棄却	審決取消	請求棄却	審決取消	請求棄却	審決取消
査定系審判 *1	141	30	5	7	12	4
審決取消率	17.5%		58.3%		25.0%	
当事者系審判*2	72	27	2	1	21	11
審決取消率	27.3%		33.3%		34.4%	
異議申立	3	2			2	1
決定取消率	40%				33.3%	

(備考) \*1: 拒絶査定不服審判、補正却下不服審判、訂正審判  
 \*2: 無効審判、取消審判

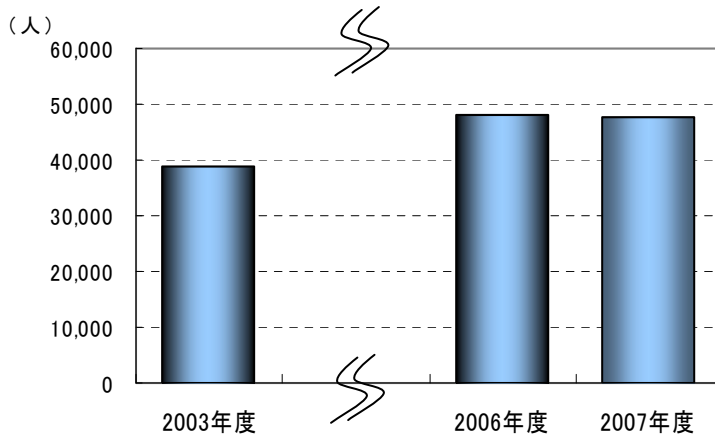
## 2. 我が国における知的財産活動の実態

### (1) 企業等における知的財産活動

(p. 69-75)

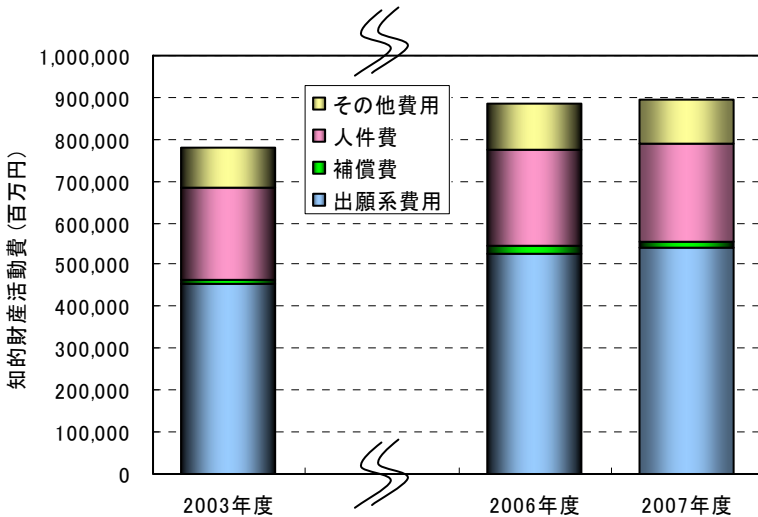
- 2007年度の我が国企業等の知的財産担当者数(全体推計値)は4.8万人であり、2003年度からは増加傾向であるが、短期的には大きな変化は見られない。
- 2006年度の我が国企業等の知的財産活動費(全体推計値)は前年度比0.6%増の8,904億円である。
- 2007年度の特許権利用率(利用件数/所有件数)は50.1%と初めて5割を超えた。

【我が国全体の知的財産担当者数の推移】



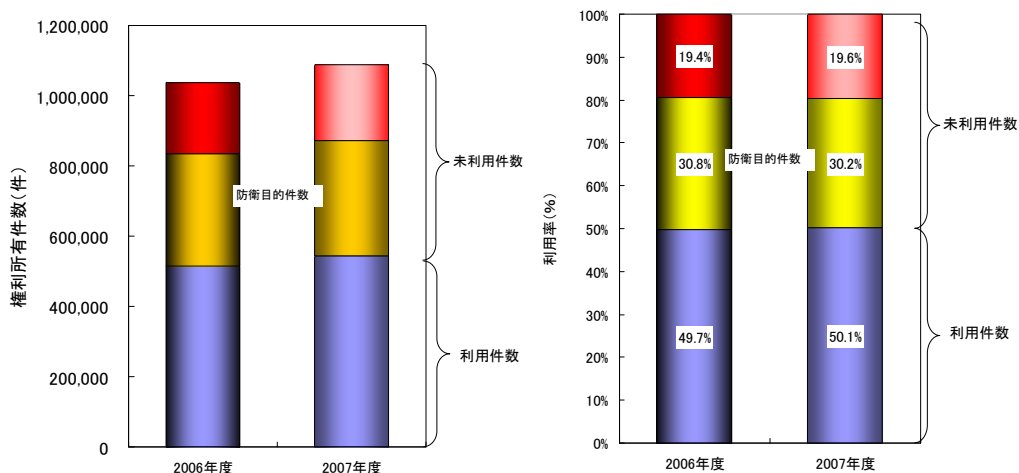
ここで言う「知的財産担当者」には、弁理士、弁護士等の法曹界の人材、特許庁の審査官、登録調査機関における先行技術文献調査人材、知財法学者等の人材は含まない。(出願の実績があった者を対象に調査を実施しているため)

【我が国全体の知的財産活動費の推移】



- ①出願系費用  
産業財産権の発掘から権利取得、権利の維持に要した費用(弁理士費用等の外注費を含む)。
- ②補償費  
企業等の定める補償制度に基づいて発明者、創作者等に支払った補償費。
- ③人件費  
企業等において知的財産業務を担当する者の雇用にかかる費用の直近の会計年度総額。
- ④その他費用  
上記の3分類に含まれない費用(知財に係る企画、調査、教育などのその他の経費等)

【国内における特許権利用率の推移】

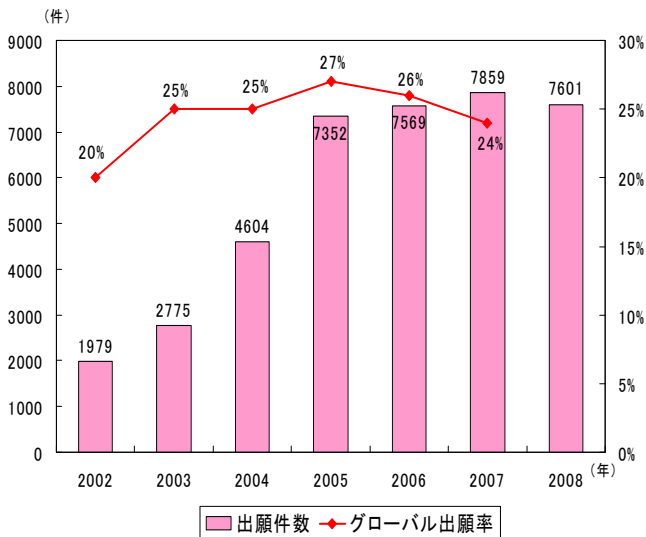


(2) 大学における知的財産活動

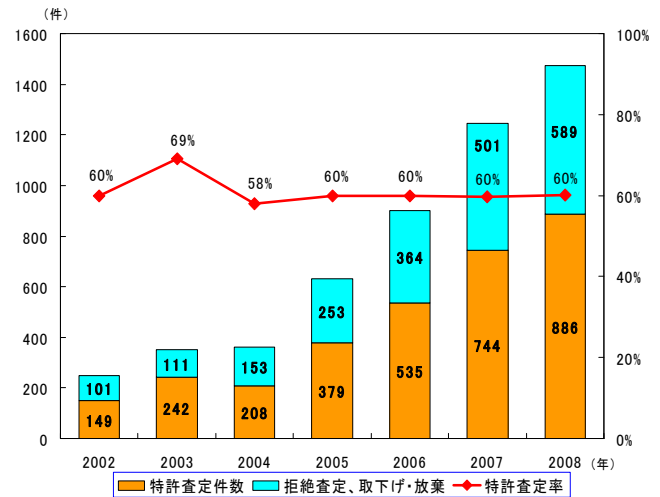
(p. 76-82)

- 2008年の大学及び承認 TL0 からの特許出願件数は 7.6 千件である。2002年には 2 千件弱であったが、2005 年にかけて急増し、その後は横ばいで推移している。
- 2008年に審査結果が出たもののうち、特許とされたものは、全体の約 60% (特許査定率) であり、全出願人の平均よりも高い。
- 大学及び承認 TL0 における特許権の実施件数は、2003 年度から 2007 年度の 5 年間で 23.7 倍に増加しており (2007 年 4.4 千件)、実施料収入は、同 5 年間で 1.4 倍に増加した (2007 年 774 百万円)。
- 2008年の PCT 出願上位 500 中に、我が国の大学は 3 大学がランクインしている。3 大学の内、最高位の東京大学は、世界の大学全体で見ても 12 番目に位置している。

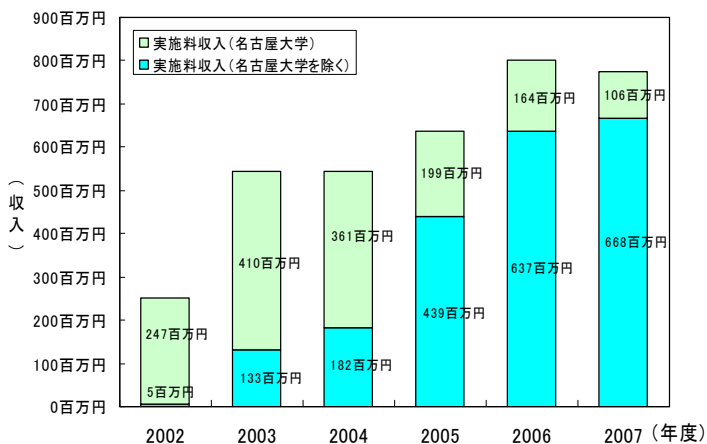
【我が国の大学・承認 TL0 からの特許出願件数】



【我が国の大学・承認 TL0 からの特許出願の審査結果の状況】



【我が国の大学等における特許実施料収入の推移】



【2008年 PCT 出願人上位 500 中に入った  
我が国の大学及び海外主要大学】

順位	大学名	出願件数	増減件数 (前年比)
34	UNIVERSITY OF CALIFORNIA	345	▲19
86	MASSACHUSETTS INSTITUTE OF TECHNOLOGY	189	14
95	UNIVERSITY OF TEXAS SYSTEM	158	63
120	TRUSTEES OF COLUMBIA UNIVERSITY IN THE CITY OF NEW YORK	130	16
:			
210	JOHNS HOPKINS UNIVERSITY	81	▲2
246	国立大学法人 東京大学	71	7
327	国立大学法人 大阪大学	55	▲36
396	国立大学法人 京都大学	44	▲35

### 3. 各分野における知的財産活動の現状

#### (1) 特許<三極コア出願・重点8分野の日米欧比較>

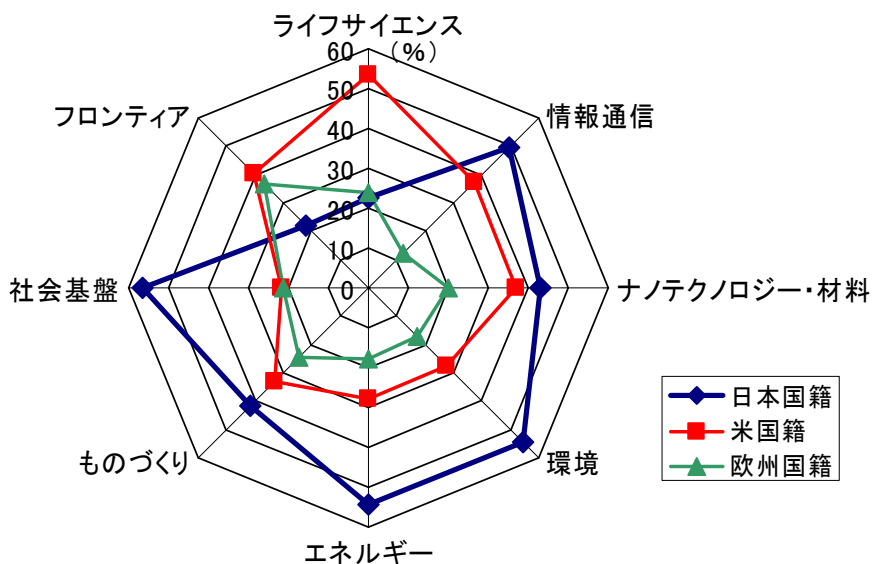
(p. 83-89)

○ 2006年に日米欧中韓でなされた重点8分野に関する特許出願のうち公開又は公表された件数は、ライフサイエンス、フロンティア以外の6分野において日本国籍の割合が欧米国籍の割合を上回っている。

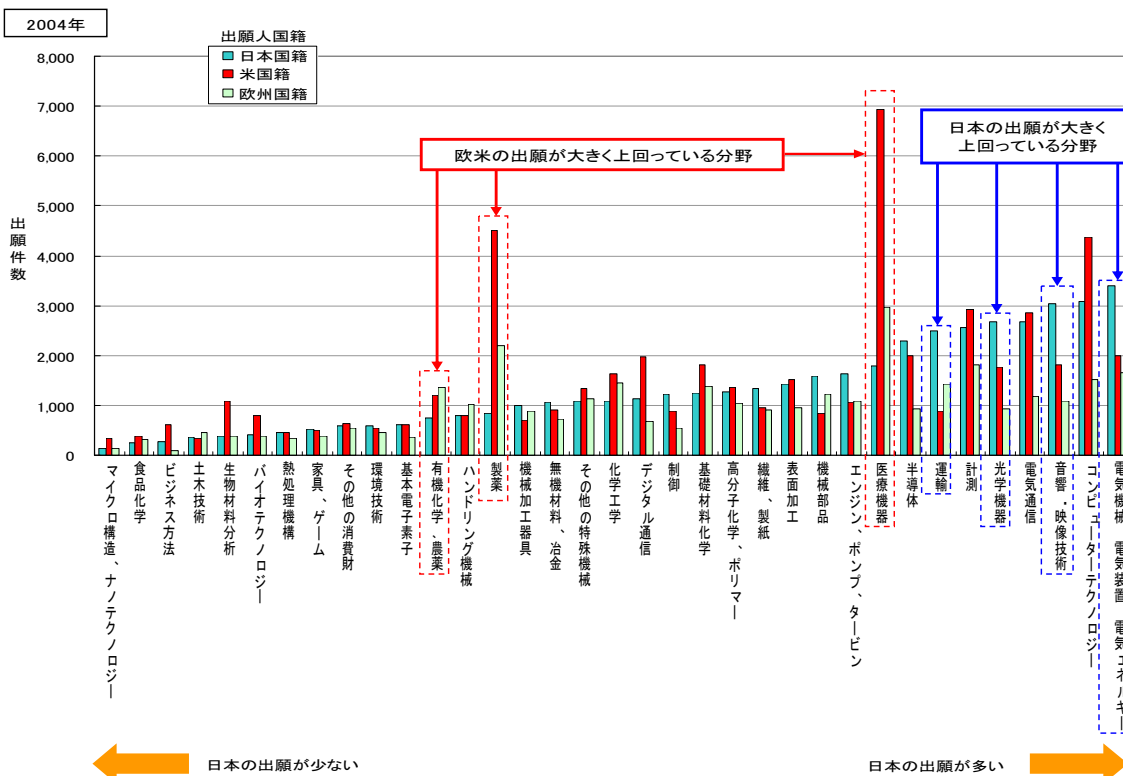
○ 技術分野別の三極コア出願\*件数を出願人国籍別に見ると、「電気機械、電気装置、電気エネルギー」、「音響・映像技術」等の分野で日本国籍の出願件数が欧米国籍の出願件数を大きく上回っており、反対に「医療機器」、「製薬」等の分野で欧米国籍の出願件数が日本国籍の出願件数を大きく上回っている。

\*日米欧いずれかの国になされた特許出願であって、その出願を優先権の基礎にして他の二極の両方へ出願がなされたもの

【日米欧中韓における重点8分野の出願公開又は公表件数の日米欧比較（公報発行年2006年）】

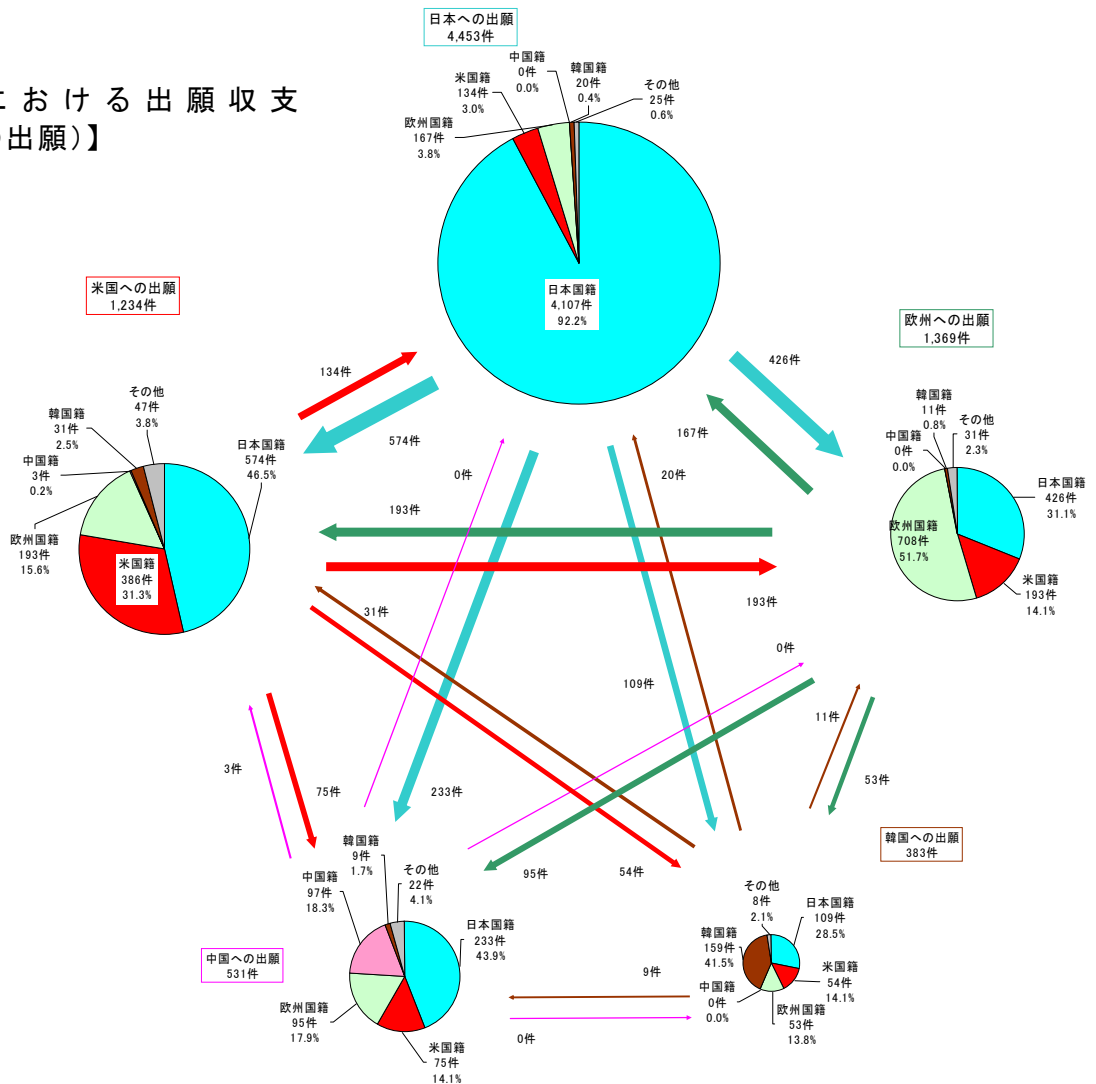


【日米欧の技術分野別三極コア出願件数（優先権主張年2004年）】

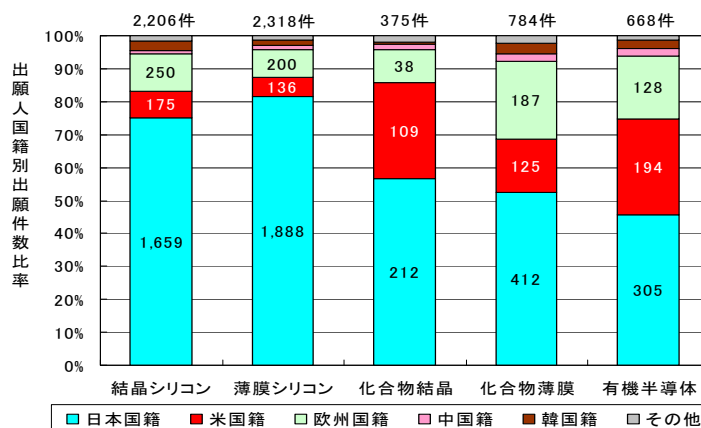


- 太陽電池の日米欧中韓への出願の出願人国籍別比率は、日本国籍が 68.4%を占め、欧州国籍が 15.3%、米国籍が 10.6%と続いている。
- 日本、米国、中国への出願件数について、日本国籍が最も高いシェアを有し、欧州への出願においても、欧州国籍による日本への出願の 2.5 倍以上を出願している。また、日本国籍、欧州国籍、米国籍はいずれも韓国よりも中国へ多く出願している。
- 次世代型の有機半導体系太陽電池では、日本国籍の出願シェアはシリコン系のシェアに比べて低い。

【日米欧中韓における出願収支 (2000-2006 年の出願)】



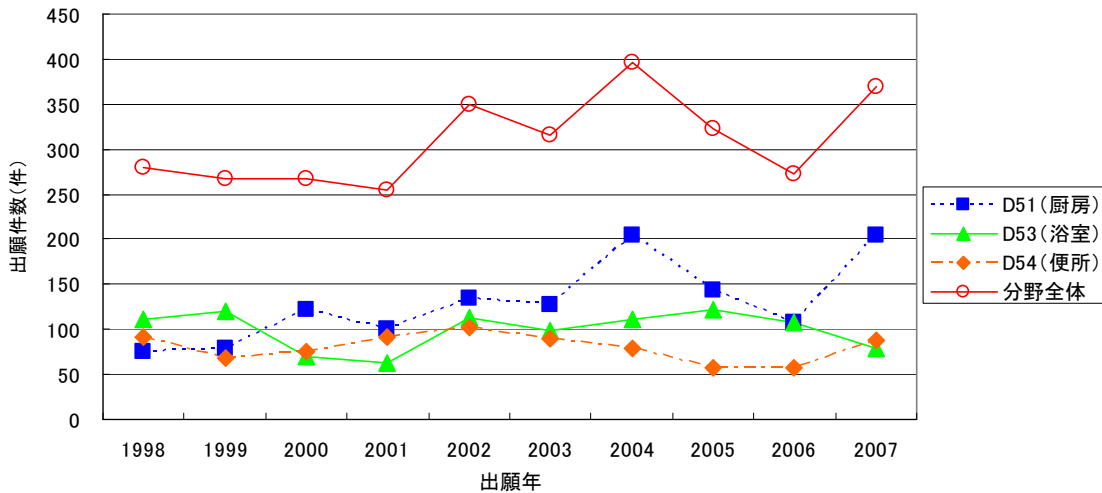
【太陽電池種類別の出願人国籍別出願件数比率 (出願先：日米欧中韓、2000-2006 年の出願)】



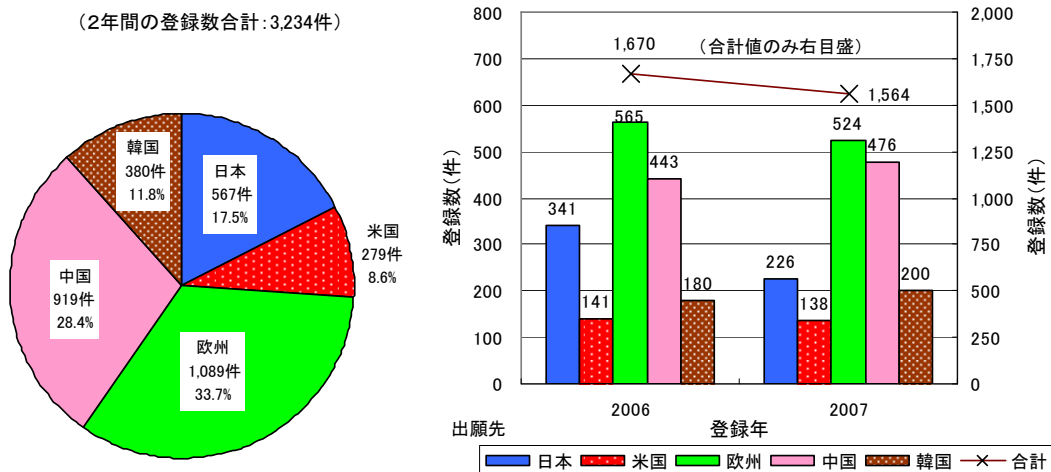
(3) 意匠<特定分野の動向－厨房・浴室・便所用設備具分野－> (p.136-139)

- 厨房・浴室・便所用設備具分野全体の日本への意匠登録出願件数は、各年の増減が大きく、最も出願件数の増減が大きい厨房設備具分野の推移が分野全体の推移に影響を与えている。
- 2007年の当該分野の日米欧中韓での登録意匠数は、中国及び韓国においては前年よりも増加しているが、日本、米国、欧州では減少した。

【厨房・浴室・便所用設備具分野における日本への意匠登録出願件数】



【厨房・浴室・便所用設備具分野における出願先別登録意匠数推移 (2006年、2007年)】

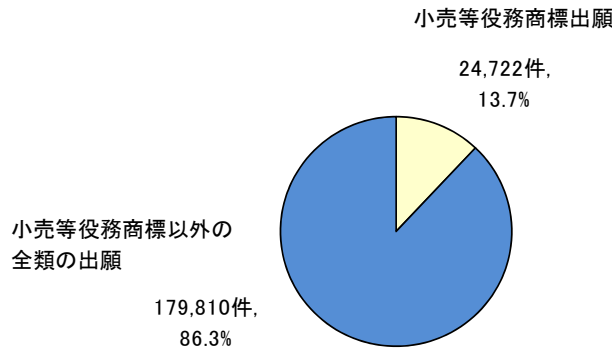


(4) 商標<特定分野の動向 ー小売等役務商標ー>

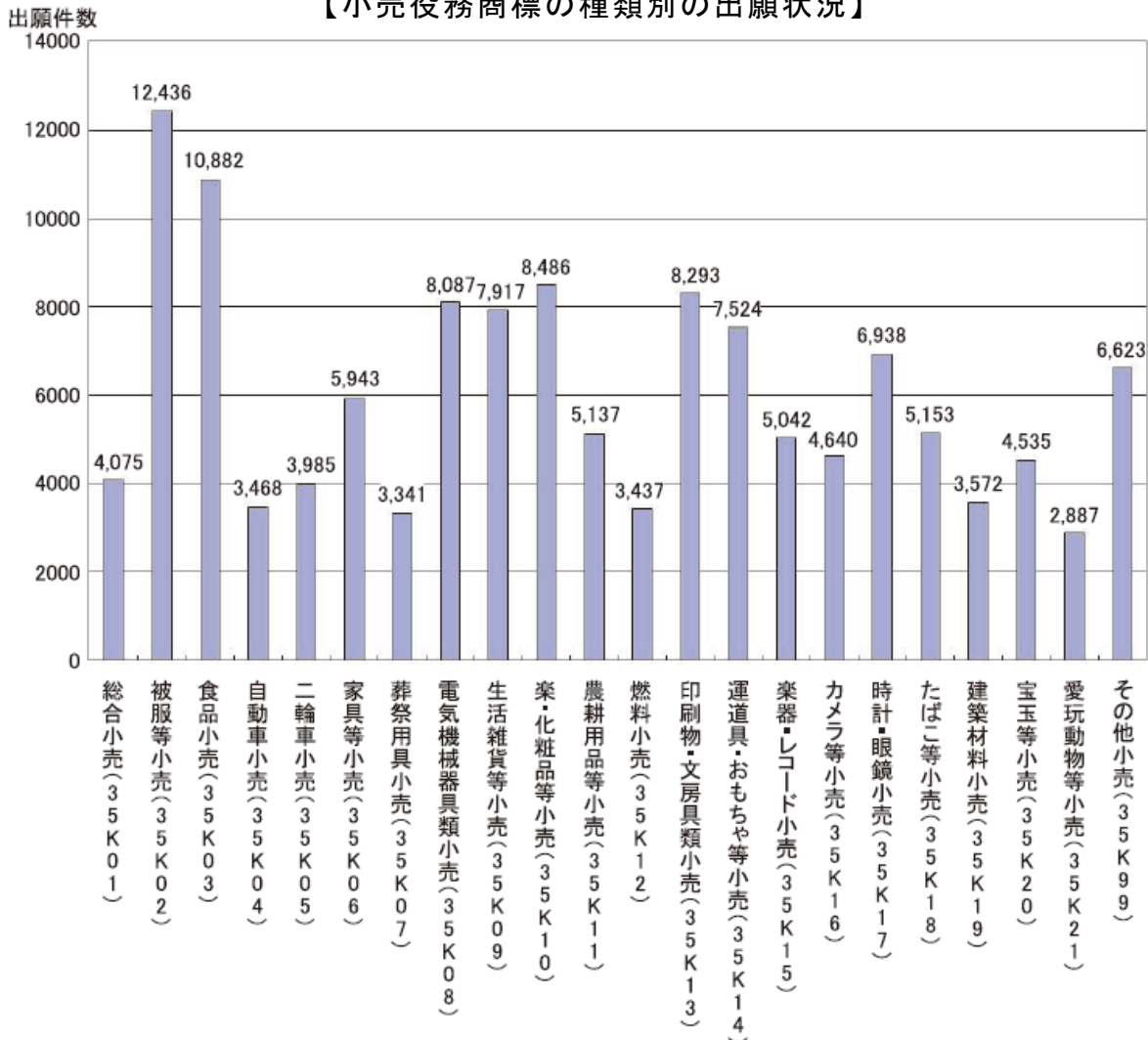
(p.141-146)

- 小売等役務商標出願は、2007年4月から2008年9月までの間に24,722件であり、同期間の商標出願件数全体の14%を占めている。
- 種類別で見ると、「被服等小売」が最も多く、次いで、「食品小売」、「薬・化粧品等小売」、「印刷物・文房具類小売」の順になっている。

【小売等役務商標出願が全体に占める割合】



【小売役務商標の種類別の出願状況】



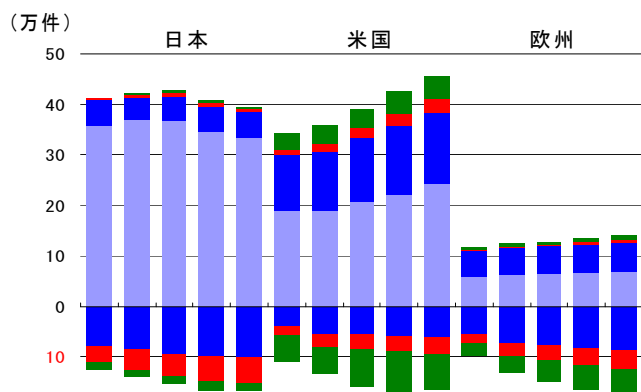
## Ⅱ. 知的財産活動に対する政府の取組

### 1. 我が国企業の戦略的な知財管理に向けた取組

(p. 149-158)

- 日本の出願人による出願は欧米の出願人に比べ米・欧・中・韓に集中している傾向はあるものの、出願件数ベースでは欧米の出願人の出願とほぼ同規模の海外出願がなされている。
- グローバル出願率（自国への特許出願のうち、国外にも出願をした件数の割合）にて日米欧の国際比較を行うと、日本は24%にとどまり、他方、米国においては51%、欧州においては62%（EPC加盟国外への出願比率は49%）と高い比率で国外に出願がなされている。
- 2007年に拒絶査定された出願において、引用された特許文献のうち最新のものは、平均すると当該出願の約3年前に公開された文献である。
- 2006年8月9日から2007年8月8日に実施された審査請求料の全額返還措置の結果、その後も審査着手前の出願の取下げ・放棄件数は高い水準にあり、2008年の返還対象額は総計で27億円（前年比8.4%増）となった。

【日米欧への出願状況及び日米欧からの出願状況】



	日本					米国					欧州				
(万件)	2003	2004	2005	2006	2007	2003	2004	2005	2006	2007	2003	2004	2005	2006	2007
■ 五庁外から	0.0	0.4	0.5	0.5	0.5	3.2	3.5	3.8	4.3	4.5	0.6	0.6	0.7	0.7	0.8
■ 韓・中から	0.4	0.6	0.7	0.8	0.7	1.1	1.5	1.9	2.5	2.7	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6
■ 三極内から	5.1	4.5	4.7	4.9	5.1	11.0	11.7	12.6	13.6	14.3	5.0	5.3	5.4	5.7	5.8
■ 国内出願	35.8	36.8	36.8	34.7	33.3	18.9	19.0	20.8	22.2	24.1	5.8	6.1	6.4	6.5	6.8
■ 三極内へ	7.9	8.5	9.3	9.9	10.2	3.9	5.6	5.7	6.0	6.2	5.5	7.4	7.8	8.3	8.9
■ 韓・中へ	3.3	4.0	4.5	5.0	5.1	1.8	2.4	2.9	3.1	3.5	1.9	2.5	3.0	3.3	3.6
■ 五庁外へ	1.4	1.3	1.6	1.8	1.5	5.2	5.5	7.3	7.8	6.9	2.4	3.3	4.2	5.1	4.5

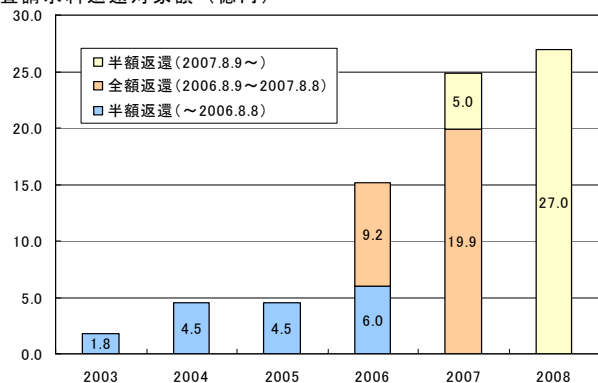
(備考)

「三極内」には自国は含まない。(例えば日本における「三極内から」の出願は「米国+欧州」からの出願を意味する。)

PCT出願に関するデータに不備があるため、日本における五庁以外からの出願(2003)については補正を行った。

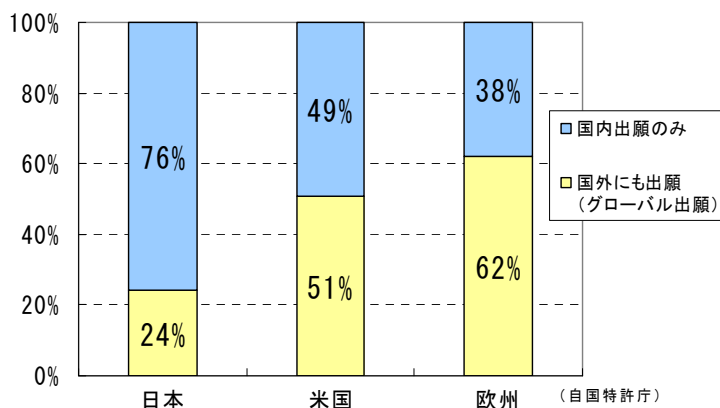
【審査請求料返還制度の利用実績の推移(概算値)】

審査請求料返還対象額(億円)



(取下げ・放棄年)

【日米欧出願人の自国特許庁への出願構造】

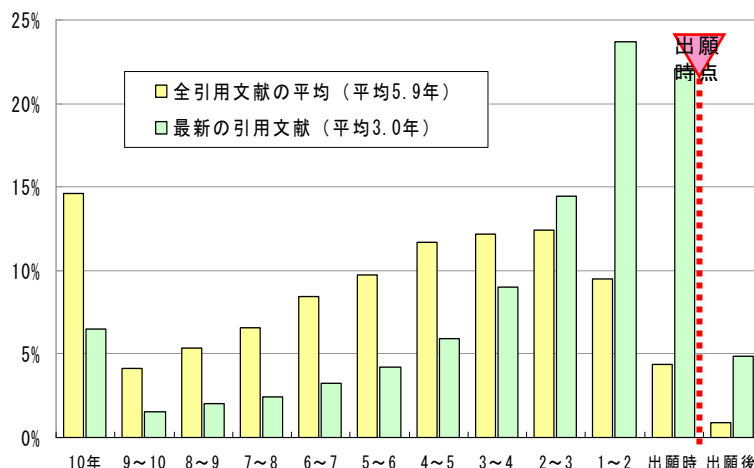


(備考)

日本: 2007年出願(特許庁データ)国内出願に基づかず、直接日本特許庁に出願された特許協力条約(PCT)に基づく国際出願を含む。

欧米: 2006年優先基礎出願のWPI(World Patents Index)データ(公開された出願件数データ)

【2007年に拒絶査定された出願に引用文献として引用された公開特許公報の分布】



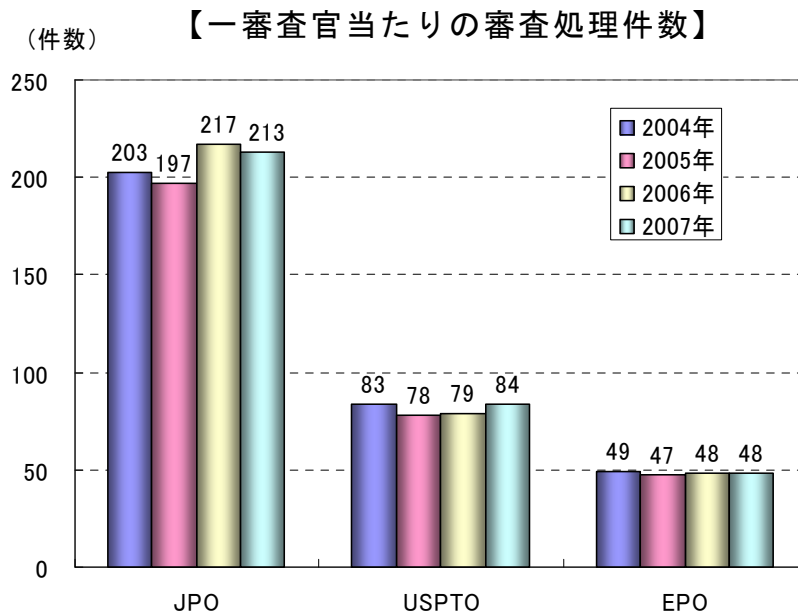
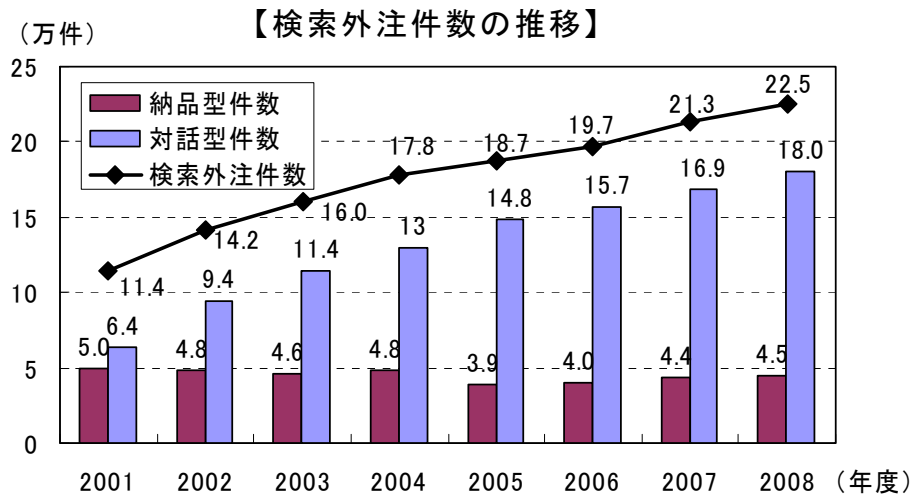
研究開発開始時点から特許出願までのリードタイムを

1年とすると、研究開始時に73%の同一又は類似技術の公報が発見可能  
2年とすると、研究開始時に49%の同一又は類似技術の公報が発見可能

## 2. 特許における取組

(1) 先行技術文献調査外注の拡大・必要な審査官の確保など (p. 159-161)

- 我が国では先行技術調査の民間外注を積極的に進めており、2008年度の先行技術調査の外注件数は22.5万件で前年度比5.6%増となっている。
- 先行技術調査の民間外注により、審査処理については、USPTOと比較して約2.5倍、EPOとの比較では約4.5倍のパフォーマンスを発揮している。
- 2004年度から2008年度までの5年間で約500名の任期付審査官を確保するなど、審査官の大幅な増員を実現した。

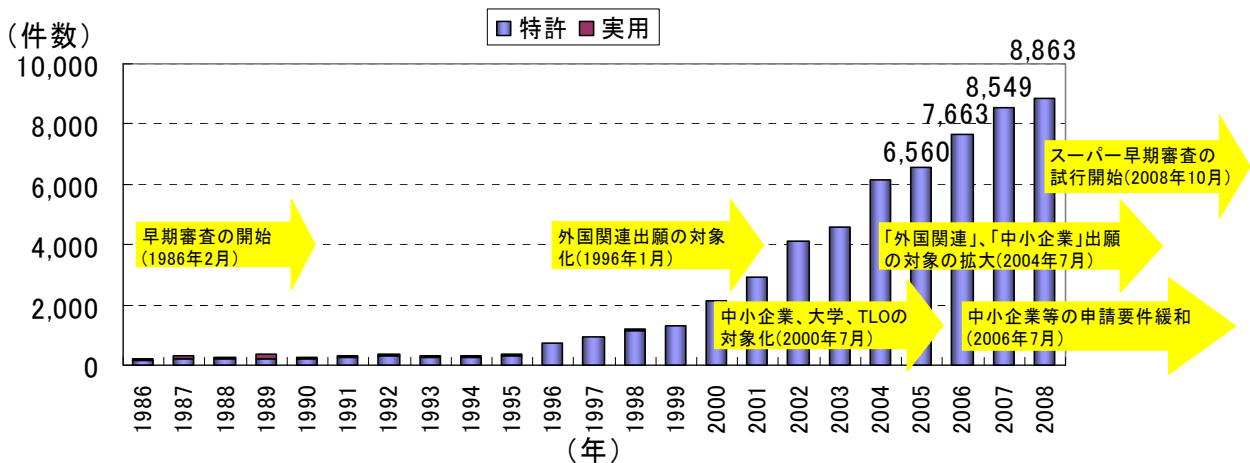


【特許審査官の増員状況】

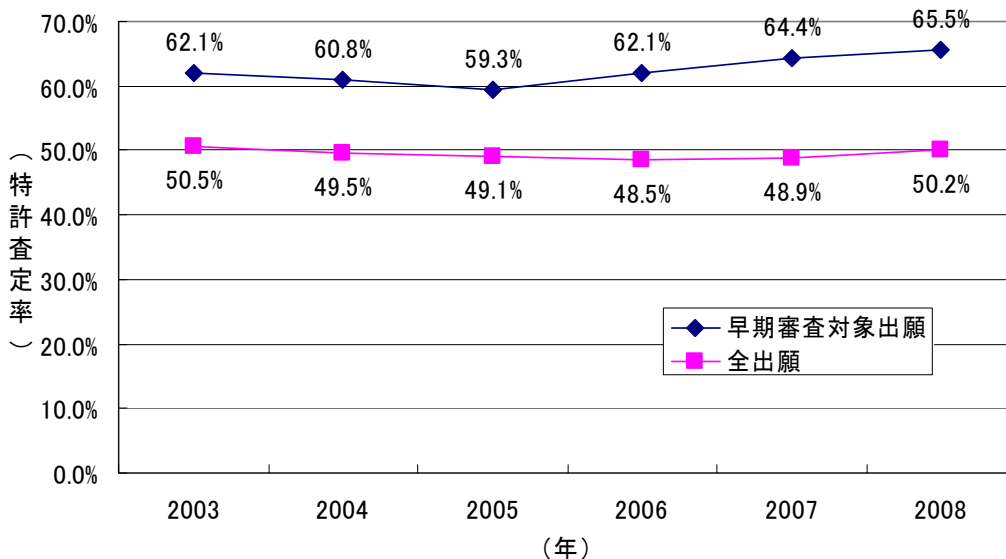
(年度)	2006	2007	2008	2009
通常審査官	1174 (+12)	1175 (+1)	1190 (+15)	1202 (+12)
任期付審査官	294 (+98)	392 (+98)	490 (+98)	490
合計	1468 (+110)	1567 (+99)	1680 (+113)	1692 (+12)

- 早期審査制度の利便性の向上により、その利用数は年々増加傾向であり、審査順番待ち期間は、早期審査の申請から2.0月である。
- 審査結果においても、特許査定率は制度を利用しない出願含めた全出願と比べて10%以上高い値を推移している。これは、制度を利用する出願は発明の実施を前提としているものであることや、申請に際して先行技術調査を一要件とすること等により出願が厳選された結果と考えられる。
- 2008年10月よりスーパー早期審査制度を試行し、2008年10月1日から2009年3月31日までに152件の申請があった。また、スーパー早期審査制度を利用した出願の審査順番待ち期間は申請から20日となっている。

【早期審査の申請件数の推移】

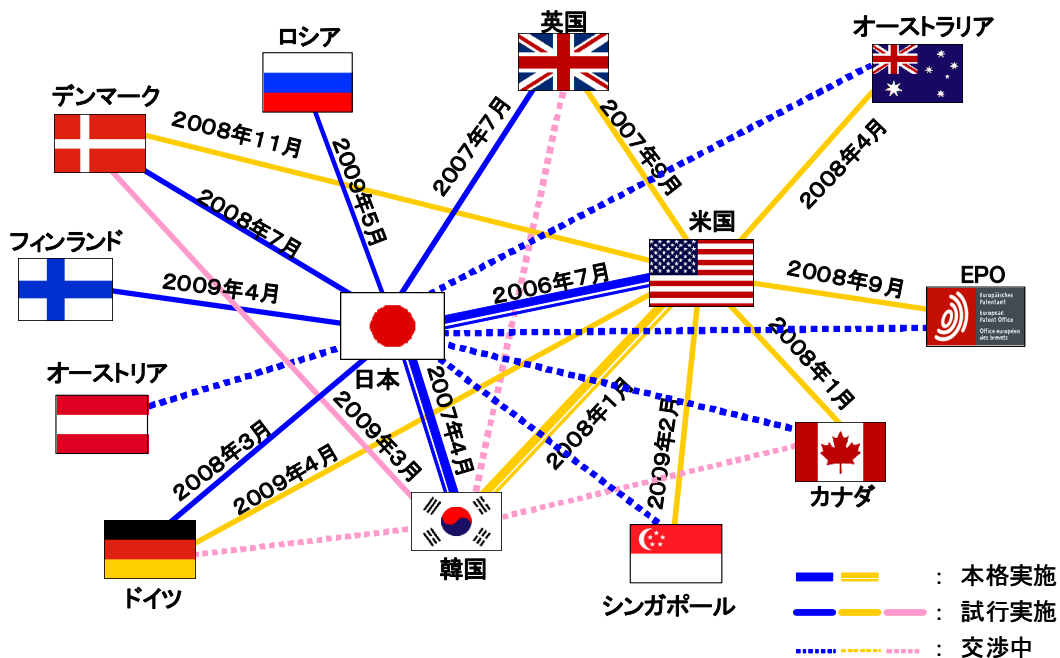


【早期審査対象出願の特許査定率】

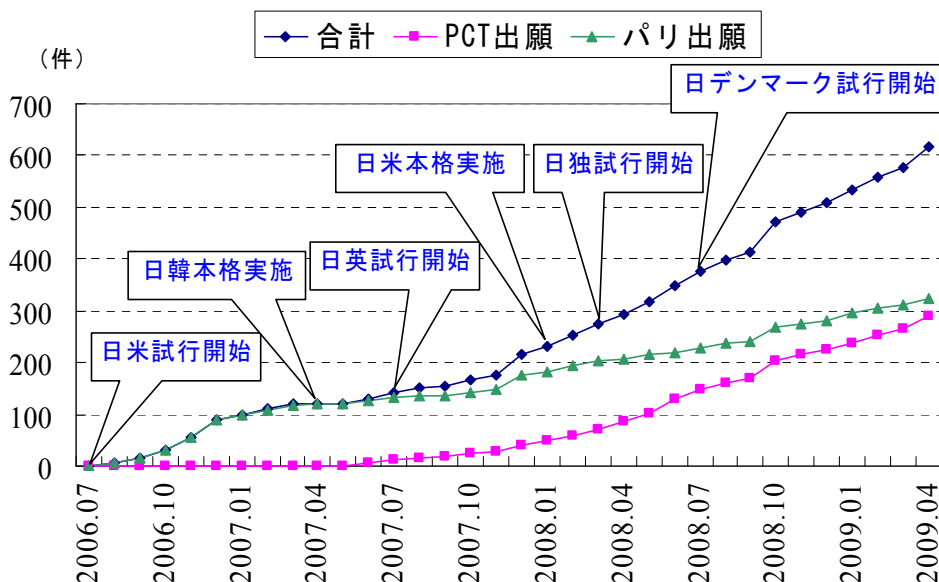


- 第一庁で特許可能と判断された出願について、出願人の申出により、第二庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする「特許審査ハイウェイ」は、2009年5月末現在、日米間、日韓間、日英間、日独間、日デンマーク間、日フィンランド間及び日露間で本格実施若しくは試行しており、今後、オーストリア、シンガポール、欧州特許庁（EPO）など更に対象国の拡大を図っていく予定である。
- 日本との間で本格実施をしている特許審査ハイウェイの利用件数は、2009年4月末時点で、日本から米国への申出が963件、米国から日本への申出が516件、日本から韓国への申出が242件、韓国から日本への申出が52件である。
- パリ優先権主張の基礎となる特許出願のうち、早期に審査請求されたものを、優先して審査着手する「JP-FIRST」を、2008年4月から実施している。

【特許審査ハイウェイのネットワーク】



【特許審査ハイウェイの申請件数（2008年末時点）】

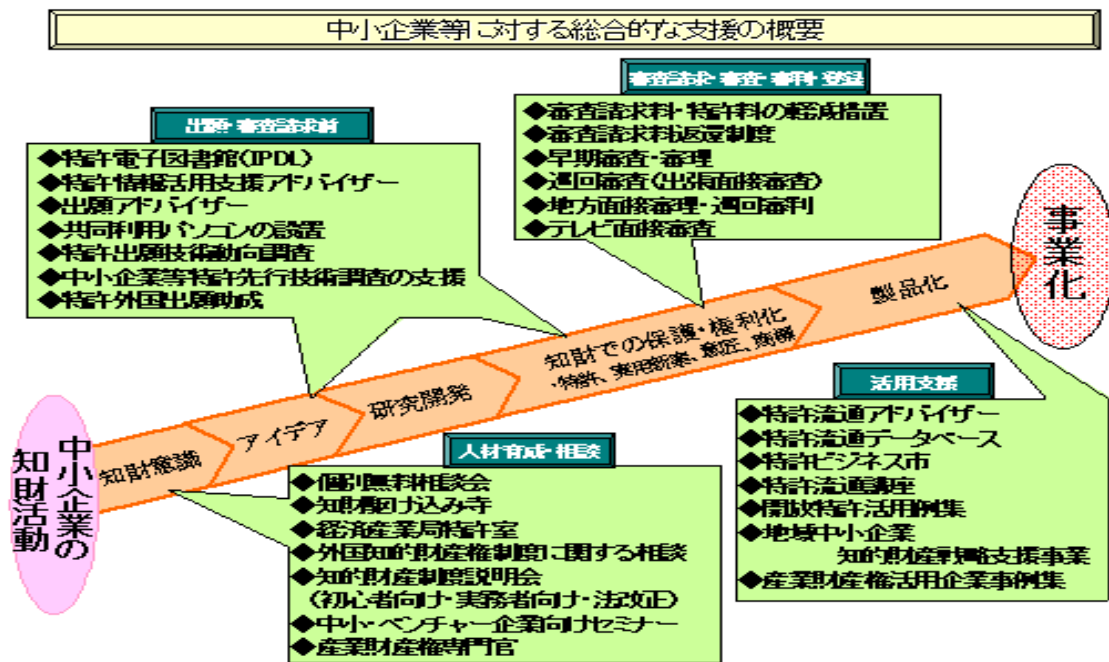




### Ⅲ. 企業・大学等への支援施策

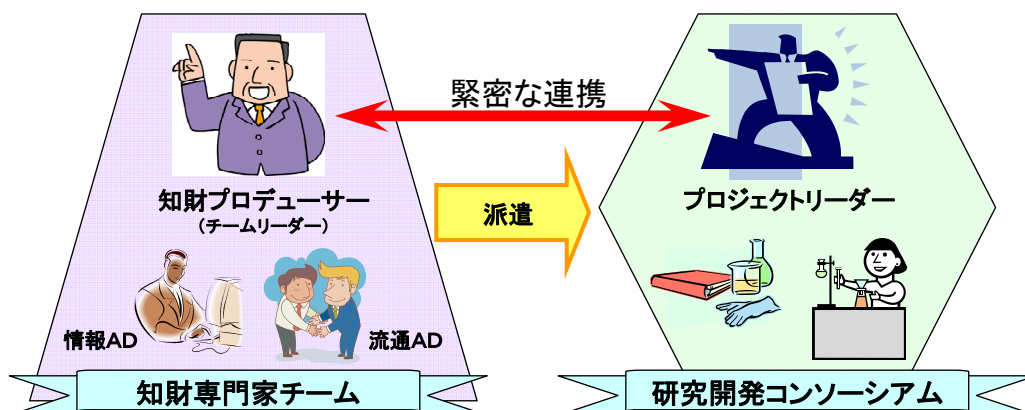
(p. 206-223)

- 地域経済の担い手として大きな役割を果たす中小企業や、新規産業の創出が期待されるベンチャー企業等に対して、先行技術調査の支援や特許の外国出願助成、セミナー・説明会の実施など様々な施策を通じて総合的に支援している。
- 2008年度より、複数の大学や研究機関が連携して取り組んでいるプロジェクトを対象に、特許出願戦略や特許活用戦略の策定を支援するために、知財プロデューサーをリーダーとする知財の専門家チームを派遣する事業を開始した。



#### ○知財専門家チームによる支援内容(例)

- ①研究開発戦略策定の支援  
(「特許マップ」や「特許出願技術動向調査」等の活用など)
- ②知財戦略の策定支援(戦略的なポートフォリオの構築など)
- ③特許の活用・事業化戦略の策定支援(ライセンス契約の整備など)



IV. 国際的な動向と取組

(p. 270-325)

- 特許制度の実体的調和に向け、先進国間で議論を進めている。2008年9月の全体会合では、項目リスト（先願主義、グレースピリオドの期間・宣言等）について議論され、制度調和の価値を再確認するとともに、最終的な結論を見いだすべく、議論を継続していくこととなった。
- 三極特許庁会合及び三極専門家会合において、サーチ・審査結果の相互利用等による審査協力、出願人の手続負担軽減のための取組、制度・運用の調和に向けた取組及び情報システムの発展に関する取組に重点的に取り組んでいる。
- 2008年10月に第2回長官会合が開催された。この会合では、ワークシェアリングに向けた具体的な取組として、各庁がそれぞれ2つを担当する、10の基礎プロジェクトを進めることに合意した。日本国特許庁は、「共通出願様式」と「サーチ及び審査結果への共通アクセス」を担当する。
- 二国間、多国間等の様々な枠組みを効果的に活用し、アジア諸国における知的財産権の保護水準の向上に向けた制度の導入や運用の強化を要請するとともに、その実現に必要な体制整備のため、人材育成や情報化に対する支援を行っている。2008年度よりWIPO ジャパン・トラスト・ファンドを拡充して新たにアフリカ・後発途上国向けのファンドを創設する等、アジア諸国以外の国々との間でも連携を強化している。
- 企業活動に悪影響をもたらす模倣品問題の対策は急務であり、1) 二国間会合の場や多国間協議の場を通じて、知財保護強化の要請、及び、途上国における取締強化に向けた支援、2) 業種横断的な産業界の連携を推進し、我が国政府と一体となって模倣品対策を強化、3) 「模倣被害調査報告書」の作成等の模倣品対策に必要な情報の収集・提供、4) 模倣品に関する個別の相談に対応、及び、模倣品対策に必要な情報の提供、5) 国内取締機関との連携、6) 「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」の実施による啓発活動等を行っている。

ロゴマーク

特許制度調和についての先進国間における議論の状況

▶ 特許制度調和に関する先進国会合では、国際的な特許制度調和を検討する上で、今後協議の対象となりうる項目として、先願主義への移行やグレースピリオドの拡大などが挙げられている。

先進国会合で協議の対象となりうる主要項目	第三者の法的安定性を重視 欧州※	日本	発明者の利益を重視 米国	米国特許改革法案 2009※
先願主義			先発明主義	先願主義
ヒルマードクトリン廃止			ヒルマードクトリンあり	ヒルマードクトリン廃止
宣言不要/12か月のグレースピリオド	宣言要/6か月(博覧会の展示等、限定的)	宣言要/6か月(刊行物、学会発表等も対象)		
先使用権	発明者から知得して実施した者にも認める	独自発明者の実施のみ	独自発明者の実施、かつビジネス方法のみ	
要約書は秘密先願を構成しない			出願人作成の要約書は秘密先願を構成(判例)	
公開公報は願発行のみグレースピリオドの対象			通常の公開公報も対象	
公開されたPCT出願はすべて拡大先願の対象	英・仏・独語出願、又は国内移行した出願のみ	日本語出願、又は国内移行した出願のみ	英語出願のみ	
18月全件公開			国内のみの出願は例外	

注：  
制度調和の方向と合致  
国内制度との調整が必要となる可能性あり

◆ 欧州は各国が決定権を有しており、調整が難航。  
(※) 特許制度調和の先進国会合に参加している欧州各国は、以下の通り。  
欧州委員会及び欧州特許庁も参加。  
EU加盟国: アイルランド、イギリス、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、ドイツ、チェコ、デンマーク、ハンガリー、フィンランド、フランス、ポルトガル、ベルギー、ポーランド、オランダ、ルクセンブルグ、リトアニア、リトアニア、ルーマニア、マルタ。  
欧州特許条約加盟国: アイスランド、スイス、トルコ、モナコ、リヒテンシュタイン、ノルウェー、アゼルバイジャン、キルギスタン。

※ 米国特許改革法案2009  
グローバル化の進展に伴い、制度を世界のベストプラクティスに合わせる動き(パレントローラー対策も背景)。先願主義への移行・ヒルマードクトリンの廃止など。(2009年5月末現在審議中)



新聞広告

ネットコピー商品。安いから、面白から。その気軽さが、いちばんあぶない。

二セモノのブランド品を売っているのはホンモノの粗悪品です。組織犯罪の資金|個人情報流出|粗悪品

模倣品・海賊版撲滅キャンペーン  
www.not-buy.com